

改正の視点

建設業における①担い手の育成・確保、②災害対応力の強化、③環境への配慮を推進するため、これらに向けた建設企業の努力を適正に評価、後押しすることを検討したい。

① 担い手の育成・確保

- 建設工事の担い手の育成・確保の重要性は、元請下請を問わず、建設業界における共通認識。
 - 現行経営審査では、自社で雇用する技術者及び技能者の育成・確保の状況は評価しているが、下請負人に雇用される者の処遇改善に係る取組に、特段の加点措置はない。
 - また、建設業の働き方改革を推進する上で、ワークライフバランス(WLB)の視点も重要であるが、この点についても評価項目は存在しない。
- ↓
- CCUSは、下請負人に雇用される者も含め、広く技能労働者の処遇改善のための取組であり、その取組状況を経営事項審査において適切に評価すべきではないか。
 - また、WLBに関する取組についても、担い手の育成・確保に資するものであり、評価すべきではないか。

② 災害対応力の強化

- 現在は地域防災への備えの観点から、災害時の復旧対応に使用され、かつ定期検査により保有・稼働確認ができる代表的な6種類の建設機械の保有状況が評価しているところであるが、この他に実際の現場で活躍している建設機械も存在するとの声。
- 建設業者の地域防災に関する対応力をより積極的かつきめ細かく評価するため、加点対象とする建設機械の種類を拡大を検討してはどうか。

③ 環境への配慮

- 環境への配慮に関する取組としては、ISO14001の認証について評価しているが、脱炭素に向けた動きが加速している中、建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められているところ。
- 脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等を取得している場合には加点評価してはどうか。

3

下請負人に使用される者の労働条件の改善に係る取組

下請負人に使用される者の労働条件に係る取組

- 技能者の処遇改善に関連した取組としては、「技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し、適正な評価と処遇につなげる仕組み」として建設キャリアアップシステムが平成31年4月より本格運用を開始しており、**CCUSが導入された建設工事に従事する技能者の就業実績は、業界横断的に蓄積されるため、当該技能者は他の事業主の下で使用される際も、処遇の判断材料となる過去の就業実績を証明することができる。**
- ただし、**技能者が実際にCCUS上で就業実績を蓄積するには、元請企業がCCUSの現場登録やカードリーダーを設置する等、就業実績を蓄積するための環境を整備し、実績の蓄積に必要な費用(現場利用料等)を負担する必要がある。**

○CCUSを導入している元請企業は、自らの負担により、技能者の労働条件の改善に相応の役割を果たしていると考えられる。

○また、各都道府県発注工事においてもCCUSの企業評価への導入する動きが広がりつつある状況。



CCUSを現場で導入している元請企業を経営事項審査で評価することが適当ではないか。

5

○現行の経営事項審査の評価項目には、WLBに関する項目は存在しないが、建設業界においても、働き方改革を推進することにより、女性を含めて、将来にわたって担い手の確保を図る必要がある。

○また、働き方改革は、業界全体のイメージアップのためにも、業界全体として取り組むことが重要であり、そのような取組が促進されるよう、WLBの実現に関する取組を加点評価してはどうか。

○なお、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」(R3.6すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)においても、公共調達において、女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を加点評価する取組を更に推進することとされている。

○WLBに関する認定制度としては、

- ・次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する「くるみん認定」
 - ・女性活躍推進法に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する「えるぼし認定」
 - ・若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定」
- などが存在しており、これらを経営事項審査の評価対象としてはどうか。



建設機械の保有状況に関する評価(対象機械の追加)

現状

○ 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。

※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点

○ 現在の加点対象機種は以下の6機種。



○上記の他、建柱車やロードローラー等、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在するとの声がある。

○建設業者団体へのアンケート等により実態を把握し、加点対象の拡大を検討してはどうか。

- 現在の経営事項審査においては、環境マネジメントシステムの認証であるISO14001の取得状況を加点評価しているが、経営事項審査を受審している建設企業のうち、中小規模の建設業者においてISO14001を取得している割合は小さい。
- 脱炭素に向けた動きが加速する中、中小・零細規模の建設企業においても、脱炭素を含めて、環境問題への取組が改めて求められている。
- このため、**脱炭素を含め、環境問題への取組を適切に評価する観点から、ISO14001に限らず、環境への配慮に関する認証等**を取得している場合に**加点評価**してはどうか。
- 例えば、各都道府県の競争参加資格審査では、中小企業でも取得が容易な環境マネジメントシステムに関する認証である、「**エコアクション21**」を加点する動きが広がっており(現在31の自治体で評価)、当該認証は加点対象の候補として想定される。

完成工事高階層別の経審受審企業数とISO14001による加点を受けた企業数

完工高区分	経審受審業者数(A)	ISO14001加点業者数(B)	B/A
1億未満	62,705	473	0.75%
1億以上10億未満	65,595	4,270	6.51%
10億以上50億未満	8,647	1,971	22.79%
50億以上200億未満	1,337	439	32.83%
200億以上	432	215	49.77%
合計	138,716	7,368	5.31%

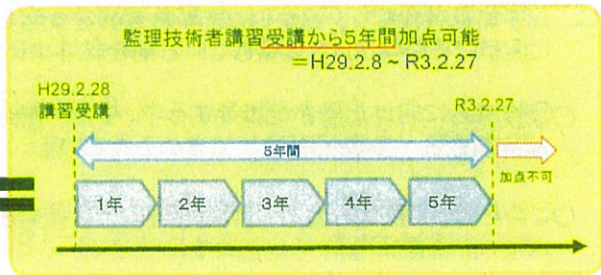
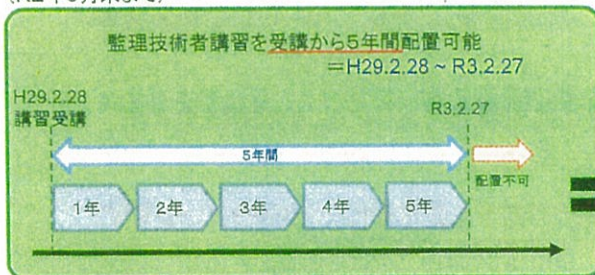
➡ 中小零細規模の建設業者の多くはISO14001による加点を受けていない状況

その他改正事項(監理技術者講習受講者の経審上の加点関係)

【専任の監理技術者として配置可能な期間】

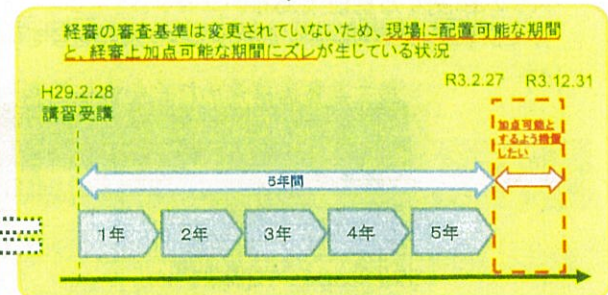
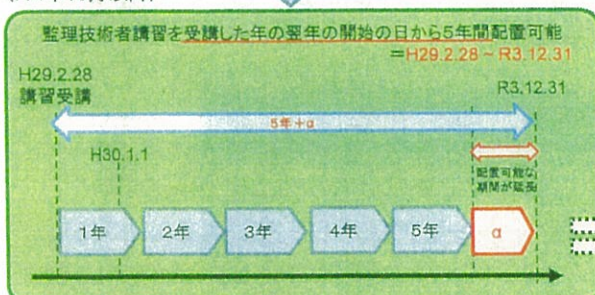
【監理技術者の経審上加点可能な期間】

(R2年9月末まで)



改正済

(R2年10月以降)



➡ 専任の監理技術者として現場に配置可能な期間は、もれなく経営事項審査においても加点可能となるよう、措置したい。

【現状】

- 建設業許可、経営事項審査（経営規模等評価）の申請については書類での申請のみ
→申請準備、審査が申請者及び許可行政庁双方にとって大きな負担。

【方針等】

- 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）
「建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める」
- 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）
「経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンスオンリーの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。【令和4年度中措置】」

- 建設業許可・経営事項審査について、遅くとも令和4年度までに電子申請システムを運用開始
- 大臣許可業者・都道府県知事許可業者を問わず、全ての建設業者にとって電子申請が可能となるよう、国と都道府県で統一のシステムを構築
- 他機関のシステムとのバックヤード連携や既に提出した情報のプレプリント機能、エラー表示機能等を実装し、申請手続・審査の負担軽減を最大限実現

